

令和3年度
箕面市有地売り払いに伴う
一般競争入札実施要領

箕 面 市

令和3年10月

目 次

	頁
I 施設概要	2
II 入札に際しての前提条件	7
III 一般競争入札実施要領	13
IV 応募スケジュール等	15
V 関係書類	(別添)

I 施設概要

物件の詳細については、7ページからの「II 入札に際しての前提条件」をご覧ください。

物件番号①

- 1) 地番：桜井一丁目66番9、66番10、66番12
- 2) 敷地面積（実測）：485.03㎡（約147坪）
- 3) 用途地域：第一種低層住居専用地域（容積率 150% 建ぺい率 60%）
- 4) 高度地区：第一種高度地区（建築物の高さの最高限度 10m）
- 5) 防火地域：なし
- 6) その他：居住環境保全地区

物件番号②

- 1) 地番：粟生間谷東六丁目628番148（元間谷配水池）
- 2) 敷地面積（実測）：1,238.01㎡（約375坪）
- 3) 用途地域：第一種低層住居専用地域（容積率 100% 建ぺい率 50%）
- 4) 高度地区：第一種高度地区（建築物の高さの最高限度 10m）
- 5) 防火地域：なし
- 6) その他：宅地造成工事規制区域内、外壁後退1.5m（道路に接する部分を除く）、
居住環境保全地区

位置図

①桜井一丁目66番9、66番10、66番12

1) 位置図 (広域)



2) 位置図 (近接)



3) 位置図 (航空写真)

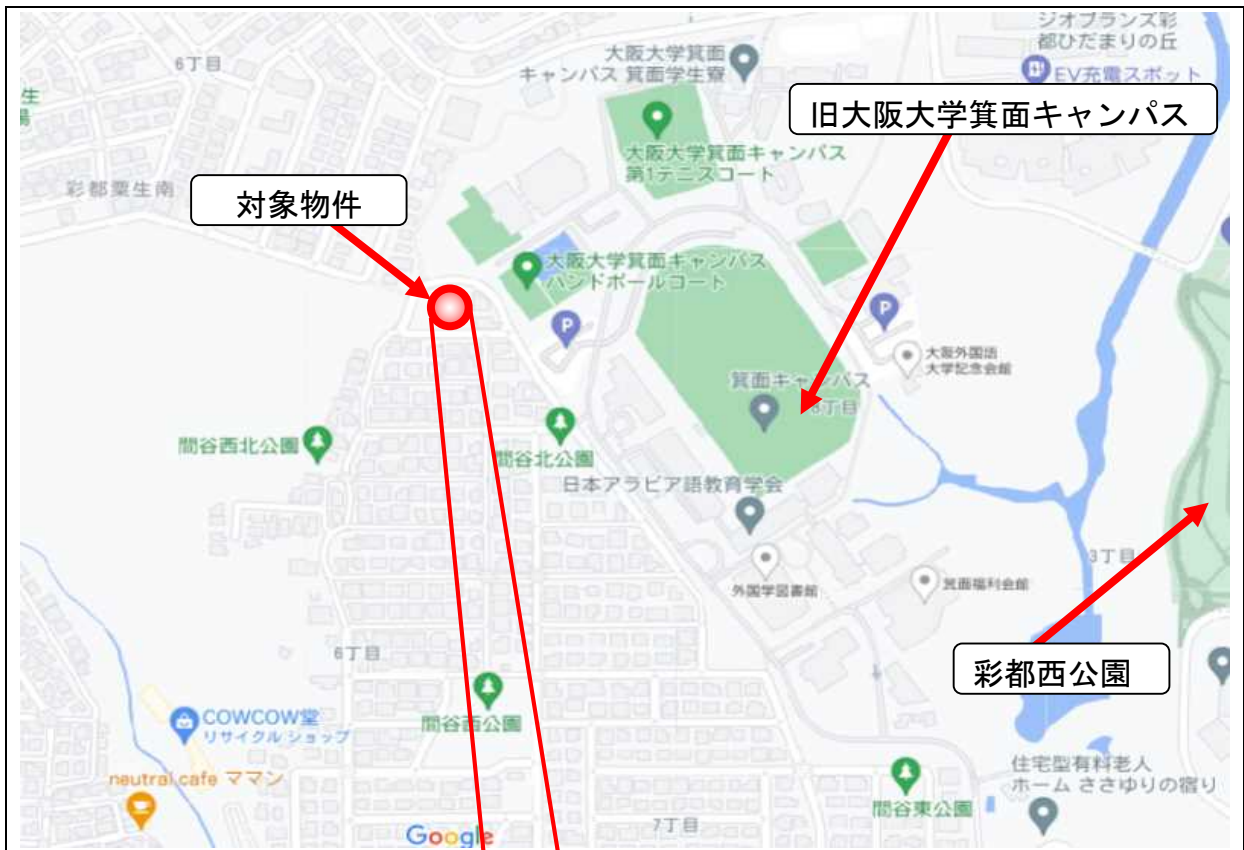


4) 現況写真



②粟生間谷東六丁目628番148（元間谷配水池）

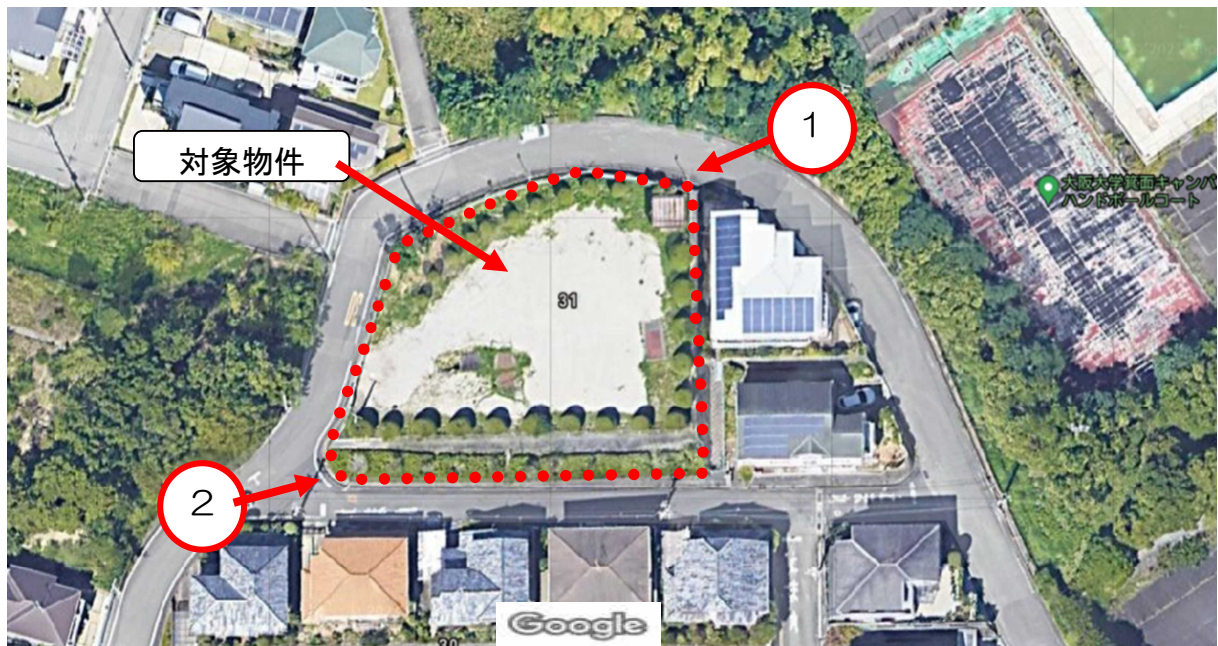
1) 位置図（広域）



2) 位置図（近接）



3) 位置図 (航空写真)



4) 現況写真



※給水塔は除却済みです。



Ⅱ 入札に際しての前提条件

1. 入札物件

物件番号①					
最低入札価格	金 109,620,000円				
入札保証金	金 5,481,000円				
地番	桜井一丁目66番9、66番10、66番12				
地目	宅地				
面積(実測)	485.03㎡				
接する道路の幅	南側：約3.80m～約4.90m 東側：約3.60m～約4.10m				
項目	制限・条件・仕様等				
法令等に基づく制限	都市計画法	都市計画区域			
		用途地域	第一種低層住居専用地域		
		地区計画等	居住環境保全地区		
	宅地造成等規制法	宅地造成等	—		
	建築基準法	建ぺい率	60%	容積率	150% (法定)
		高度地区	第一種高度地区 (最高限度10m)		
		道路の種類	第42条第2項道路		
私道等の負担	私道負担の有無	無	道路後退の有無	土地利用方法による	
供給処理施設の状況	種別	整備状況	事業所名等		
	上水道	未整備	箕面市上下水道局		
	下水道	未整備	箕面市上下水道局		
	ガス	未整備	大阪ガス(株)		
	電気等	未整備	関西電力(株)、NTT等		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道、下水道、ガス、電気等の引き込みについては、各事業所にお問い合わせください。なお、土地利用にあたって必要な工事等については、買受人の負担において行ってください。 ・ 土地は、現状有姿での売却とします。 ・ 土地の売買は上記実測面積とし、以後差異があった場合でも入札者、買受人は売買代金の増減を請求せず、また、何等異議苦情を申立てないものとします。 ・ 最新の土地利用条件等については入札者、買受人において、関係機関で調査、確認等を行ってください。 ・ 本物件については、箕面市(以下「市」という。)は契約不適合責任を一切負いません。 				

<p>土地利用条件</p>	<p>○用途等について</p> <p>①建築物の主要用途（建築基準法施行規則 別記様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸建ての住宅（兼用不可） <p>②普通自動車専用駐車場（青空平面利用に限ります。）</p> <p>③現況のままで保有も可。</p> <p>④買受人は、本物件の土地利用について、関係法令及び市条例等を遵守し、関係機関の指示に従ってください。</p> <p>⑤土地利用するまでの間について、周辺住民等への迷惑とならないよう、買受人は適正管理を行ってください。</p>
<p>特約事項</p>	<p>①土地利用に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な相隣関係を築くため、建築行為のトラブルがないように関係法律等を遵守してください。 ・落札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的な団体及びそれらの構成員が、その活動のために利用する等、公序良俗に反する用の使用はできません。 ・落札物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に定める観察処分を受けた団体もしくはそれらの構成員あるいは関係者が、その活動のための使用はできません。 ・落札物件を建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第4項に定める事項のうち、「土地利用条件」に定める施設以外を建築等することはできません。 ・落札物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づいた店舗等や、騒音等の公害発生施設等、周囲へ不快感を与える施設等（「嫌悪施設」という。）の用途（道路等公共施設は除く。）には使用できません。 <p>②所有権移転に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札物件について、第三者に所有権移転もしくは権利設定（抵当権を除く。）する場合には、①の特約を書面により当該第三者に継承させるものとし、当該第三者に対し当該義務を履行させるものとしします。 <p>③調査に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①②について、市が必要と認めるときは実態調査等を行います。落札者には協力義務があります。 <p>④違約金に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①②の特約、または上段の「土地利用条件」に違反したときは売買代金の3割相当、③の特約に違反したときは売買代金の1割相

当を、違約金として市に支払っていただきます。

⑤土地の買い戻しに関すること

- ・①②③の特約、または上段の「特記事項」「土地利用条件」及び「土地売買契約書」に違反したときは、④の違約金の支払いに加えて、市が土地の買い戻しをすることができるものとします。

※買い戻し特約の登記をつけます。

⑥入札実施要領について

- ・この『令和3年度箕面市有地売り払いに伴う一般競争入札実施要領』の内容を遵守してください。

物件番号②					
最低入札価格	金 40, 210, 000円				
入札保証金	金 2, 010, 500円				
地番	粟生間谷東六丁目628番148				
地目	水道用地				
面積(実測)	1, 238. 01㎡				
接する道路の幅	南側：約4. 60m 南側外：約6. 60m～約11. 20m				
項目	制限・条件・仕様等				
法令等に基づく制限	都市計画法	都市計画区域			
		用途地域	第一種低層住居専用地域		
		地区計画等	外壁後退1.5m(道路に接する部分を除く)、居住環境保全地区、間谷住宅地区建築協定書区域		
	宅地造成等規制法	宅地造成等	宅地造成工事規制区域		
	建築基準法	建ぺい率	50%	容積率	100%(法定)
		高度地区	第一種高度地区(最高限度10m)		
		道路の種類	第42条第1項第1号道路		
私道等の負担	私道負担の有無	無	道路後退の有無	無	
供給処理施設の状況	種別	整備状況	事業所名等		
	上水道	未整備	箕面市上下水道局		
	下水道	未整備	箕面市上下水道局		
	ガス	未整備	大阪ガス(株)		
	電気等	未整備	関西電力(株)、NTT等		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道、下水道、ガス、電気等の引き込みについては、各事業所にお問い合わせください。なお、土地利用にあたって必要な工事等については、買受人の負担において行ってください。 ・土地は、現状有姿での売却とします。なお、最低入札価格は既存の減圧弁移設等工事費及び給水塔基礎杭、電気室、樹木等の除却費を落札者の負担とした考慮価格としています。 ・土地の売買は上記実測面積とし、以後差異があった場合でも入札者、買受人は売買代金の増減を請求せず、また、何等異議苦情を申立てないものとします。 ・最新の土地利用条件等については入札者、買受人において、関係機関で調査、確認等を行ってください。なお、敷地内の既存擁壁については、宅地造成等規制法の検査済証が存在せず、現基準に不適となります。条件等については、市みどりまちづくり部審査 				

	<p>指導室で調査、確認等を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地は、間谷住宅地区建築協定書の区域となるため、同協定を遵守した土地利用計画とすること。 ・本物件については、市は契約不適合責任を一切負いません。 ・次に掲げる事項は、落札者の費用負担において落札者が実施すること。 <p>①既存の建屋（電気室）、植栽、柵等の不要なものを撤去処分すること。なお、建屋内にはアスベストが存在する。</p> <p>②水道の配水施設として使用していた配水塔（撤去済み。）の既存杭等について撤去処分すること。</p> <p>③敷地内に残存する減圧弁を指定先道路に移設（移設先道路の掘削、減圧弁の埋設設置、道路の埋め戻し復旧、これら工事に伴う道路占用手続き及び近隣説明等を含む）し、敷地内に残存する減圧弁の流入管及び流出管を撤去処分すること。</p> <p>①から③の実施にあたっては関係法令等を遵守することとし、③の実施にあたっては、市上下水道局水道工務室及び市みどりまちづくり部道路管理室と詳細協議のうえ実施すること。</p> <p>また、③については、本件売買契約の締結後、市上下水道局と協議のうえ速やかに実施することとし、実施完了までの間、減圧弁等のメンテナンスに必要な市及び市上下水道局職員、メンテナンス業者等の敷地内への立ち入りを妨げてはならない。</p>
<p>土地利用条件</p>	<p>○用途等について</p> <p>①建築物の主要用途（建築基準法施行規則 別記様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸建ての住宅（兼用不可） <p>②普通自動車専用駐車場（青空平面利用に限ります。）</p> <p>③現況のまま保有も可。</p> <p>④買受人は、本物件の土地利用について、関係法令及び市条例等を遵守し、関係機関の指示に従ってください。</p> <p>⑤土地利用するまでの間について、周辺住民等への迷惑とならないよう、買受人は適正管理を行ってください。</p> <p>⑥間谷住宅地区建築協定書の区域に加入し、同協定を遵守した土地利用計画とすること。</p>
<p>特約事項</p>	<p>①土地利用に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な相隣関係を築くため、建築行為のトラブルがないように関係法律等を遵守してください。 ・落札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的な団体及びそれらの構成員が、その活動のために利用するなど、

公序良俗に反する用の使用はできません。

- ・落札物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に定める観察処分を受けた団体もしくはそれらの構成員あるいは関係者が、その活動のための使用はできません。
- ・落札物件を建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第4項に定める事項のうち、「土地利用条件」に定める施設以外を建築等することはできません。
- ・落札物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づいた店舗等や、騒音等の公害発生施設等、周囲へ不快感を与える施設等（「嫌悪施設」という。）の用途（道路等公共施設は除く。）には使用できません。

②所有権移転に関すること

- ・落札物件について、第三者に所有権移転もしくは権利設定（抵当権を除く。）する場合には、①の特約を書面により当該第三者に継承させるものとし、当該第三者に対し当該義務を履行させるものとしします。

③調査に関すること

- ・①②について、市が必要と認めるときは実態調査等を行いますが、落札者には協力義務があります。

④違約金に関すること

- ・①②の特約、または上段の「土地利用条件」に違反したときは売買代金の3割相当、③の特約に違反したときは売買代金の1割相当を違約金として、市に支払っていただきます。

⑤土地の買い戻しに関すること

- ・当該地については、27ページ（※7）の（3）に加え、建築確認申請書の発行が行われた場合に買い戻し特約の解除が出来るものとしします。
- ・①②③の特約、または上段の「特記事項」「土地利用条件」及び「土地売買契約書」に違反したときは、④の違約金の支払いに加えて、本市が土地の買い戻しをすることができるものとしします。
※買い戻し特約の登記をつけます。

⑥入札実施要領について

- ・この『令和3年度箕面市有地売り払いに伴う一般競争入札実施要領』の内容を遵守してください。

Ⅲ 一般競争入札実施要領

1 入札参加資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する下記の者は、入札に参加することができません。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者。（法定代理人の同意を得ている未成年者、被保佐人、被補助人は参加していただけます。）
- (2) 破産者で復権を得ていない者。
- (3) 次のいずれかに該当すると認められる者（その事実があった後3年を経過した者を除く。）またはその者を代理人、支配人、その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者。
 - ① 箕面市との契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にした者、または物件の品質もしくは数量に関して不正な行為をした者。
 - ② 箕面市が実施した競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者、または公正な価格の成立を害した者、もしくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が箕面市と契約を締結すること、または箕面市との契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 正当な理由なく箕面市との契約を履行しなかった者。
 - ⑤ 前記①から④のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を箕面市との契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号に該当する者。
 - ⑦ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に該当する者。
 - ⑧ 箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外に該当する者。

2 入札参加申込書の受付

一般競争入札に参加希望の方は、必要事項を記載した一般競争入札参加申込書を持参のうえ、次の（1）から（4）により申し込んでください。

- (1) 受付期間及び時間
 - ・令和3年11月22日（月）～令和3年12月3日（金）※土日祝日を除く
 - ・午前9時～午後5時 ※正午～午後0時45分を除く
 - ※最終日は正午まで。また、郵送等での申し込みは受け付けません。なお、連絡や返却は理由を問わず一切いたしません。
- (2) 受付場所
箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市役所 地域創造部 地域活性化室 別館4階 48番窓口

(3) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申込書（物件番号①または物件番号②）
- ② 住民票 1通
（法人の場合は全部事項証明書〔履歴事項証明書〕 1通）
- ③ 印鑑（登録）証明書 1通
- ④ 誓約書（「1 入札参加資格」の（1）から（3）までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面）
- ⑤ 委任状（代理人により入札申し込みをする場合は必要です。ただし、入札参加法人の社員等の場合は、社員証等の掲示及びコピー提出、委任状の代理人欄に氏名・押印のみで可とします。）

※②から⑤は、複数物件を申し込む場合は原本1通と他物件分のコピーで可。

※①④⑤は、箕面市ホームページの『令和3年度箕面市有地売り払いに伴う一般競争入札実施要領』（以下、入札ホームページという。）内の様式関係からダウンロードしてください。

(4) 申し込みにあたっての留意事項

- ① 提出書類のうち、公的証明書は発行後3ヵ月以内のものに限ります。
- ② 提出書類は、理由を問わず一切返却いたしません。
- ③ 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、一般競争入札参加申込書に記載された名義でのみ行います。
- ④ 一般競争入札参加申込書の内容変更や取り下げについては、入札参加申し込みの期間内に限って行うことができます。（取下書は自由書式です。）
- ⑤ 入札参加の申し込み手続き後、入札書及び入札参加者証を交付します。入札参加者証は入札書提出時と開札当日に必ずお持ちください。
- ⑥ 入札参加申し込み受付以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札参加申し込みの受付を取り消しいたします。
- ⑦ 入札参加申込者に関する情報及び申込者数等の問い合わせについては、一切お答えできません。

3 その他

- (1) 入札参加申し込み希望の方は、本要領の記載事項を熟知しておいてください。
- (2) 各種法令による土地の利用制限等については、あらかじめ入札参加希望者各自において関係機関にご確認ください。

（注）物件番号②以外は現地見学会は行いませんので、入札参加希望者各自で現地をご確認ください。

※物件はフェンス等で囲まれており、敷地内には入れません。

※現地に駐車場はありません。路上駐車等、近隣にご迷惑をお掛けする行為はご遠慮願います。

IV 応募スケジュール等

一般競争入札実施要領等配布期間

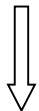
令和3年10月15日（金曜日）9時～令和3年11月19日（金曜日）正午まで



◇箕面市役所 地域創造部 地域活性化室 別館4階 48番窓口（以下、地域活性化室という。）及び入札ホームページ（市ホームページ内で「R3市有地入札」と検索してください。）上にて配布いたします。

質疑受付（18ページ：※1参照）

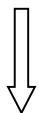
令和3年10月18日（月曜日）9時～令和3年11月8日（月曜日）正午必着



- ◇本物件に関する質疑は、メールで受付いたします。（郵送、電話、FAX、窓口等による受付は一切いたしません。）
- ◇質疑のメールを送信後は、メール受信を確認するため地域活性化室まで、ご連絡（072-724-6741）をお願いいたします。
- ◇質疑に対する回答は、令和3年10月22日（金曜日）午後3時以降に入札ホームページに随時掲載いたします。（回答終了時は掲載終了と記載いたします。）

現地見学会

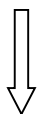
令和3年10月29日（金曜日）10時～正午まで



- ◇物件番号②のみ現地見学会を行います。
- ◇現地見学会参加希望者は、前日までに電話またはFAX（任意様式）により、地域活性化室まで、ご連絡（電話072-724-6741、FAX072-722-2466）をお願いいたします。
- ◇見学会への参加を入札参加条件としておりませんが、売却条件を十分にご理解いただくため、なるべくご参加ください。
- ◇物件番号①は現地見学会を行いません。

入札参加申込書の受付（13ページ：Ⅲの2参照）

令和3年11月22日（月曜日）9時～令和3年12月3日（金曜日）正午まで

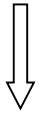


- ◇午前9時から午後5時まで。（正午から午後0時45分は除く。）
※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下、土日祝という。）を除きます。（最終日は正午まで。）
- ◇入札参加希望者は、申し込みに必要な書類を地域活性化室に直接持参してください。（郵送、電話、FAX、メール等による受付はいたしません。）
- ◇受付時に、入札保証金の納入通知書（箕面市所定）、入札書及び入札参加者証の交付をいたします。
- ◇入札書の提出受付は、当該入札参加申し込みをされた方に限ります。

入札保証金の納付期限日（19ページ：※2参照）

令和3年12月3日（金曜日）まで

◇納付すべき入札保証金は、7ページからの「Ⅱ 入札に際しての前提条件」に記載の金額です。



◇入札参加申し込み時に交付した、本市所定の納入通知書に記載されている金融機関で納付をしてください。

※三井住友銀行（箕面支店 箕面市役所出張所）以外の金融機関で納付をされますと、納付期限日までに納付確認が取れない場合がありますので、ご連絡させていただく場合があります。

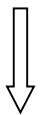
入札書提出の受付（19ページ：※3参照）

令和3年12月6日（月曜日）9時～令和3年12月10日（金曜日）正午まで

◇午前9時から午後5時まで。（正午から午後0時45分は除く。）

※土日祝を除きます。

※最終日は正午まで。



◇入札参加者は、入札参加申し込み受付時に交付した入札参加者証と納付した入札保証金の領収書を確認のためにご持参ください。

◇入札参加者は、入札参加申し込み受付時に交付した入札書に、入札額を記載のうえ、封筒の表に「市有地一般競争入札書（物件番号①または物件番号②）」と朱書のうえ密封をし、入札参加者名を記載したものを1部提出ください。

※複数物件に入札参加の場合も各1部ずつ提出ください。

◇入札参加者は、地域活性化室まで直接持参してください。（郵送、電話、FAX、メール等による受付はいたしません。）

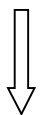
開札及び落札者の決定（20ページ：※4参照）

令和3年12月10日（金曜日）午後1時30分から物件番号①

午後2時00分から物件番号②

箕面市役所 別館5階 会議室C

◇入札参加者は、入札参加申し込み受付時にお渡しした入札参加者証をご持参ください。



◇開札には、本人または代理人が必ずご出席ください。

※代理人が出席する場合は、入札参加申し込み時に委任状の提出や社員証等の確認等が必要です。

◇開札時間後のご入室は一切できません。時間に余裕を持ってご来庁ください。（物件番号②は、時間が前後することがあります。）

◇開札に係る説明後、直ちに開札し、落札者を決定します。

◇落札者以外の入札参加者の方は、納付された入札保証金返還手続きをい

たしますので、当入札ホームページ内にある様式関係で請求書をダウンロードし、入札参加者の記名、押印（申し込み時と同じもの。）したものをご持参ください。なお、入札保証金を納付した領収書の原本（確認のため、提出は不要です。）及び原本のコピー（A4サイズ用の紙にコピーをしたものを1部提出してください。返還手続きに必要です。）をご持参ください。なお、落札者の方は請求書の提出は不要です。

※入札保証金の返還（利息等は付しません。）手続きは、概ね2週間程度かかりますので、ご了承ください。

◇請求書の内容に不備がある場合、訂正（請求印が必要です。）もしくは再提出が必要となり、返還手続きが遅れますのでご注意ください。

◇落札者が納付された入札保証金は、売買代金の一部として充当します。

売買契約の締結・契約保証金の納付期間（21ページ：※6参照）

令和3年12月13日（月曜日）～令和3年12月17日（金曜日）まで

◇契約保証金の納付確認後、落札者と売買契約の締結を行います。

◇収入印紙等の諸費用は落札者の負担となります。

◇契約と同時に、売買代金の10パーセント以上の額を契約保証金として納付していただきます。（納付される契約保証金は、売買代金の一部として充当します。）

売買代金の残額の納付・所有権の移転登記手続き（22ページ：※7参照）

令和3年12月24日（金曜日）まで

◇売買代金は、入札保証金と契約保証金を合わせた額との差額を納付していただきます。

◇所有権は売買代金完納と同時に移転します。所有権移転登記の手続きは箕面市が行いますので、登記に係る書類等を提出していただきます。同時に買い戻し特約の登記も行います。

◇登記手続きに要する登録免許税は、落札者の負担となります。

所有権移転登記完了・土地の引き渡し

◇所有権移転登記完了後、現状有姿により土地の引き渡しを行います。

◇市有地売却条件ガイドラインに基づき、売却条件を満たした内容で、都市計画法第29条第1項または第2項の規定による開発許可を受け、同法第36条第2項の規定による検査済証が発行された場合は、買い戻し特約の抹消登記を所有権者の負担により、市に申請することができます。ただし、物件番号②は建築確認申請書の発行後とします。

(※1) 質疑の受付・回答

質疑については、当入札ホームページ内の様式関係にある質疑書（本市指定様式）に必要事項を記入し、メールにて下記送付先まで送付してください。

なお、メール送信後に受信確認のため、地域活性化室までご連絡（電話072-724-6741）をお願いいたします。

(1) 質疑受付期間及び時間

令和3年10月18日（月曜日）9時～令和3年11月8日（月曜日）

※午前9時から午後5時まで。

※最終日は正午必着。期間外等の受付は一切いたしません。

※物件番号②の減圧弁等移設工事の内容については、市上下水道局水道工務室にご確認ください。なお、同工事等の質疑につきましては、質疑書（本市指定様式）により受付期間内に送付をお願いします。

(2) メール送付先

地域活性化室 : kasseika@maple.city.minoh.lg.jp

なお、メールの件名は「令和3年度箕面市有地売り払いに伴う一般競争入札についての質疑（物件番号①または物件番号②）」としてください。

(3) 質疑に対する回答

上記の質疑に対する回答は、令和3年10月22日（金曜日）午後3時以降に当入札ホームページ上で随時公表いたします。

※質疑がない場合は、掲載いたしません。

質疑提出者に対して、個別に直接回答いたしません。なお、回答にあたっては質疑提出者の名称を記載いたしません。また、入札実施上に必要と認められるものについてのみ回答し、参加者の情報、意見の表明等と解されるものについては一切回答いたしません。

(4) 現地見学会について

令和3年10月29日（金曜日）10時～正午まで

- ・物件番号②のみ現地見学会を行います。
- ・入札参加希望者は、前日までに電話またはFAX（任意様式）により、地域活性化室まで、ご連絡（電話072-724-6741、FAX072-722-2466）をお願いいたします。なお、入札参加希望者が全員参加された時点をもって終了いたします。（参加は2名程度でお願いします。）
- ・見学会への参加を入札参加条件としておりませんが、売却条件を十分にご理解いただくため、なるべくご参加ください。
- ・物件番号①は、現地見学会を行いません。

※現地には駐車場がありません。周辺への路上駐車は近隣への迷惑となりますので、ご来場の際は公共交通機関やコインパーキング等をご利用ください。

(※2) 入札保証金の納付

(1) 納付すべき入札保証金の額は、7 ページからの「Ⅱ 入札に際しての前提条件」に記載の金額です。

入札参加にあたっては、上記の「納付すべき入札保証金の額」（「入札保証金の額」は最低入札価格の5パーセント）を納付してください。

(2) 箕面市所定の納入通知書を一般競争入札参加の申し込み手続き後に交付しますので、令和3年12月3日（金曜日）までに納入通知書記載の金融機関で納付してください。

(※3) 入札書提出の受付

(1) 入札書提出の受付日時・場所

令和3年12月6日（月曜日）9時～令和3年12月10日（金曜日）

※午前9時から午後5時まで。（正午から午後0時45分を除きます。）

※令和3年12月10日（金曜日）は正午までの受付です。

※郵送等による申し込みは受付しません。必ず、地域活性化室までご持参ください。

(2) 受付場所

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市役所 地域創造部 地域活性化室 別館4階 48番窓口

(3) 入札書の提出

① 持参するもの

i) 入札参加者証（入札参加の申し込み受付時にお渡しいたします。）

ii) 入札書（封書で期間内に提出してください。）

iii) 入札保証金を納付した領収書の原本。

iv) 代理人の場合は、入札参加申し込み時の委任状に記載されている委任者であると確認が出来るもの。なお、入札する法人の社員の場合は社員証等。

（入札参加申し込みでコピー提出した社員証等。）

(4) 入札方法

① 入札申込者は、上記期間及び時間内に所定の入札書に必要な事項を記載・押印のうえ、封筒の表に「市有地一般競争入札書（物件番号①または物件番号②）」と朱書のうえ密封をし、入札参加者名を記載したものを1部提出してください。

② 入札書は、入札参加申し込み受付時にお渡しいたします。

(5) 入札金額の表示

入札金額は、物件の価格の総額を表示してください。

※金額頭部に「¥」を必ず記入してください。

(6) 入札者の書き替え等の禁止

入札者は、その提出した入札書の書き替えや、引き替えまたは撤回をすることはできません。

(7) 入札の失格

次のいずれかに該当する入札は、失格とします。

- ① 入札書に入札者の記名及び押印がない入札。
- ② 同一の入札について入札者またはその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札。
- ③ 納付すべき入札保証金を納付しない者、またはその金額に不足がある者がした入札。
- ④ 同一の入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札。
- ⑤ 入札に参加する資格のない者がした入札。
- ⑥ 入札金額を訂正し、または記載事項の訂正をした場合において、訂正印のない入札。
- ⑦ 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、または判読できない入札。
- ⑧ 指定の日時まで提出しなかった入札。
- ⑨ 最低売却価格に達しない金額での入札。
- ⑩ 不正な行為を行った入札。
- ⑪ その他入札の条件に違反した入札。

(8) 入札の中止または延期

不正な行為が行われる恐れがあると認められる場合、または入札の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。

(※4) 開札

(1) 開札の日時・場所

日時：令和3年12月10日（金曜日）

①午後1時30分から

②午後2時から（別館5階北側階段前付近でお待ちください。）

※物件番号②は、時間が前後することがあります。

※時間に余裕を持ってご来庁ください。

※開札は説明等終了後、直ちに行います。

場所：箕面市役所 別館5階 会議室C

※開札時間前に指定の場所にご入室ください。

※開札場所には、参加申し込み1件につき2名まで入室できます。

※開札に欠席または遅刻した場合は、理由を問わず棄権とみなします。

(2) 提出書類等

① 持参するもの

i) 入札参加者証（入札参加の申し込み受付時に交付いたします。）

ii) 入札参加申し込み印鑑（代理人の場合は、委任状に押印されている代理人の方の印鑑をお持ちください。）

iii) 入札保証金を納付した領収書の原本及び原本のコピー

※A4サイズの内紙にコピーをしたものを1部提出してください。

iv) 請求書（入札保証金返還用）

※当入札ホームページ内の様式関係からダウンロードしてください。

(3) 開札

- ① 開札の開始時間になりましたら、開札場所への入室を締め切ります。
- ② 入札参加者の立ち会いのもとで開札を行います。ただし、入札参加者（代理人）が開札に欠席または遅刻した場合は、理由を問わず棄権とみなします。
- ③ 開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(4) 開札の中止または延期

不正な行為が行われる恐れがあると認められるとき、または開札の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、開札を中止または延期することがあります。

(5) 落札者

落札者は、最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者とし、入札立会者全員に氏名（法人名）及び落札金額を公表します。

(6) くじによる落札者の決定

(5) に該当する者が2者以上あるときは、開札後くじ引きにより落札者を決定します。

(7) 開札結果の公表

開札結果は、落札者の個人・法人（法人の場合は名称も記載します。）の種別及び落札金額を当入札ホームページ内で公表します。

(※5) 入札保証金の返還

(1) 入札保証金の返還

納付された入札保証金は、落札者の方を除き、入札終了後に提出される請求書により、ご指定の銀行等口座に返還いたします。なお、返還する入札保証金に利息は付しません。

※入札保証金の返還手続きは、概ね2週間程度かかりますので、ご了承ください。

(2) 入札保証金等の帰属

落札者が指定された期日までに売買契約を締結しないときは、落札者が納付した入札保証金は箕面市に帰属します。

(※6) 契約

(1) 契約の締結

- ① 箕面市と落札者の契約締結は、令和3年12月17日（金曜日）までに箕面市地域創造部地域活性化室において行います。また、当該物件の売り払いに伴う契約書の内容については、別紙（案）に契約者名、金額欄の追記を行うのみとします。なお、箕面市が認める場合については、この限りではありません。

② 契約は、一般競争入札参加申込書に記載された名義で行います。

③ 契約締結時には、下記のものをご持参ください。

i) 印鑑（登録印鑑）

※持ち出し不可の場合は協議となります。

ii) 収入印紙（売買代金に応じた額分）

（２）契約保証金

① 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。

② 売買契約の締結時に、売買代金の１０パーセント以上の額の契約保証金から、契約保証金の一部に充当される入札保証金を差し引いた金額（１円未満切り上げ）を納付してください。契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

③ 落札者が売買契約上の義務を履行しないときは、落札者が納付した契約保証金は箕面市に帰属します。

（３）契約費用および公租公課等

① 契約書に添付する収入印紙の費用は、落札者の負担となります。

② 所有権の移転登記等に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

③ 落札者を義務者として課される公租公課は、落札者の負担となります。

④ その他の契約に要する費用は、落札者の負担となります。

（※７）売買代金の納付及び所有権の移転等

（１）売買代金と契約保証金の差額を、令和３年１２月２４日（金曜日）までに納付してください。

（２）所有権は、売買代金完納後に移転します。

売買代金納付確認後、所有権移転の登記手続きを箕面市が行います。

所有権移転登記と同時に買い戻し特約の登記も行いますが、これらの登録免許税は落札者の負担となります。

※登記に際して、必要な書類の提出をお願いします。

※登録免許税の納付書は、原本の提出をお願いします。

（３）買い戻し特約期間は１０年です。なお、市有地売却条件ガイドラインに基づき、売却条件を満たした内容で、都市計画法第２９条第１項または第２項の規定による開発許可を受け、同法第３６条第２項の規定に基づく検査済証が発行された場合は、買い戻し特約の抹消登記を所有権者の負担で市に申請することができます。

（４）落札物件は、所有権の移転登記完了後、現状有姿で引き渡しを行います。

（※８）その他留意事項

（１）本物件は、すべて現状有姿での引き渡しとなります。また、買い受けにあたっては、「Ⅱ 入札に際しての前提条件」をご参照のうえ、事前に現地にて、現況、近隣状況をご確認ください。なお、「Ⅱ 入札に際しての前提条件」は、入札参加希望者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加希望者ご自身

において、最新の土地の利用制限等諸規制について調査、確認等を行ってください。

- (2) 物件には、フェンス、擁壁、構造物や工作物、立木等がありますが、これらの改修、撤去処分は関係法令等を遵守のうえ買受人の負担において行ってください。
- (3) 本物件の工事等を行うにあたり、近隣住民に対し、丁寧な対応を心がけ、事業の事前説明、工事着工前の工事説明を必ず行ってください。また、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び建物の建設に起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、買受人の責任において対応してください。
- (4) 各物件は、土壌汚染調査、地盤調査、埋設物調査は行っていません。
- (5) 各種擁壁の構造及び設置位置等については、関係法令及び条例等を遵守し、関係機関等と協議のうえ、指示に従ってください。
- (6) 開発行為にあたっては、関係法令及び関係地方公共団体の条例等については、あらかじめ関係機関で確認してください。
- (7) 施設概要等は、あらかじめ現地の概要をつかんでいただくために作成した図面で、現況を全て正確にあらわしたものではありませんので、現地の状況は必ず入札参加希望者ご自身で確認してください。
- (8) 各種供給処理施設（ガス・上下水道・電気等）の利用にあたっては、各供給管理者と十分協議のうえ、指示に従ってください。なお、利用にあたって必要な工事等については、買受人の負担において行ってください。
- (9) 電話等の通信施設の利用にあたっては、各通信事業者と十分協議してください。なお、利用に当たって必要な工事等については、買受人の負担において行ってください。
- (10) 土地の現況や電柱、支線、街灯、ごみ置き場、その他施設の位置等を必ず現地で確認し、移設の可否等の取扱いについては設置者等にお問い合わせください。
- (11) 土地利用にあたり、道路改修工事が必要な場合は、道路管理者と十分協議してください。なお、利用に当たって必要な工事等については、買受人の負担において行ってください。
- (12) 土地利用形態によって各種改良工事等が必要となる場合については、関係機関と十分協議してください。なお、利用に当たって必要な工事等については、買受人の負担において行ってください。
- (13) 本物件の引渡し後、地中埋設物等隠れたる瑕疵が発見された場合、買受人の負担でこれを処理してください。箕面市は契約不適合責任を一切負いません。
- (14) 位置図や現況図等は、あらかじめ現地の概要をつかんでいただくため作成した図面等で、現況を全て正確にあらわしたものではありません。現地の状況は、必ず入札参加者ご自身で確認してください。なお、現況と異なる場合は現況が優先されます。

各種お問い合わせ先（要領配布・質疑受付・提出書類等受付）

- ・ 受付場所：〒562-0003 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市役所 地域創造部 地域活性化室（別館4階48番窓口）

TEL：072-724-6741（直通）

FAX：072-722-2466

E-mail：kasseika@maple.city.minoh.lg.jp

<https://www.city.minoh.lg.jp/business/nyuusatsu/r3/index.html>

（箕面市ホームページ＞産業・まちづくり＞入札・契約＞入札情報
＞令和3年度の入札・契約案件に掲載）

- ・ 受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分は除く。）
※土日祝及び受付時間外は除く。（メール等の受信時間等も除く。）
- ・ 電話等または来庁時の口頭による質疑は受付いたしません。
- ・ 各種提出書類等には、必ず連絡先と担当者氏名の記載をお願いします。